

令和7年度いじめ認知件数 及び 令和8年度方針

新潟県立出雲崎高等学校

1 令和7年度いじめ認知件数

15件

【参考1】いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【参考2】いじめの形態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる
- ・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる

【参考2】いじめ類似行為

新潟県では「新潟県いじめ等の対策に関する条例」において、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものを「いじめ類似行為」と捉え、これもいじめと同様に扱う。

2 令和8年度の方針

- (1) 「わかる授業」を進め、安心して学べる環境づくりに努める。
- (2) ルールの定着を図り、仲間との助け合い、支え合いを奨励し、交流や承認のある集団づくりに取り組む。
- (3) 生徒を丁寧にアセスメントし、成長支援や適応支援を図るように、指導・支援に取り組む。